

人と自然が輝くまちMIHO



美しい所作を通して学ぶのは…
他人を思いやり、感謝する心
(みほ文化講座「震千家茶道」にて)

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の

被保険者証(保険証)の更新と

保険料の算定・納め方のお知らせ

保険証の更新について

後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、毎年7月31日までとなっていることから、7月下旬までに新しい保険証を簡易書留で郵送します。有効期限を過ぎた古い保険証は、切り刻む等して各家庭の責任で処分してください。

なお、後期高齢者医療制度の保険料に未納がありますと、今回お送りする新しい保険証の有効期限が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

医療機関での医療費の自己負担割合

医療機関での医療費について、後期高齢者医療制度の加入者自身が負担する割合(自己負担割合)は「1割」または「3割」となります。

この自己負担割合は、前年の所得

を元に判定され、8月1日から1年間の自己負担割合が決定します。

今回お送りする保険証には、新たに判定された自己負担割合が表示されています。

なお、自己負担割合の判定は原則として年1回行いますが、世帯構成に変更があった場合等は、再度判定を行います。再判定によって自己負担割合が変わった場合は、変更後の保険証を郵送します。

①住民税課税所得に基づく世帯ごとの自己負担割合の判定

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員について、それぞれの住民税課税所得が145万円未満の場合は、その世帯内のすべての被保険者が「1割」となり、どなたか一人でも145万円以上の方がいるときは、その世帯内のすべての被保険者が「3割」になります。

②収入による判定

①の住民税課税所得による判定で

3割負担と判定された場合でも、次のいずれかの要件を満たす場合は、役場国保年金課に申請をすることにより、1割負担となります。

対象となる方には通知をお送りしますので、詳細についてはそちらをご確認ください。

- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円未満
- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、被保険者の収入の合計が520万円未満
- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、なおかつ同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者でない70歳以上の方がいて、当該該当者の収入の合計が520万円未満

※住民税課税所得とは、前年の所得から、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除等の諸控除を差し引いた金額をいいます。

限度額適用・標準負担額

減額認定証の更新

同一世帯の全員が住民税非課税の場合、役場国保年金課に申請をすることにより「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を入院する際に医療機関の窓口で提示すると、医療費の一月分の自己負担限度額と入院時の食事代が減額されます。

申請をした月の初日から適用され、8月にすべての認定証が更新となります。現在認定証を所有され、8月以降も引き続き要件を満たす方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します(手続不要)。また、新たに要件を満たす方には郵送等にて通知をお送りしますので、ご確認ください。



保険料の算定

個人ごとに算定される後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者がひとしく負担する「均等割」と、所得に応じて計算される「所得割」の合計となります。

保険料率は茨城県内一律で2年ごとに見直しが行われます。平成26・27年度の保険料率は、前2年度からの据え置きとなりました。

▼均等割 定額3万9500円

▼所得割 総所得金額等から基礎控除の33万円を引いた額に所得割合を掛けた額

◇所得割合 8・00%

▼賦課限度額（年額） 57万円（どんなに所得が高い方でも、保険料の上限は年額57万円となります）

※総所得金額等とは、「年金収入」・「公的年金控除」・「給与収入」・「給与所得控除」・「事業収入」・「必要経費」等で各種所得控除前の額および退職所得以外の分離課税所得（譲渡所得等）の特別控除後の額です。

保険料の軽減措置

▼所得にかかると軽減措置（均等割）

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主（後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも対

象）の総所得金額等の合計額が、次の基準額を超えない場合、均等割が軽減されます。

- ・ 33万円以下でなおかつ、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員がそれぞれ年金収入80万円以下であって、その他の所得がない場合 9割軽減
- ・ 33万円以下 8・5割軽減
- ・ 33万円＋（24万5千円×被保険者数）以下 5割軽減
- ・ 33万円＋（45万円×被保険者数）以下 2割軽減

▼所得にかかると軽減措置（所得割）

所得割が算出される方で、総所得金額等から基礎控除（33万円）を引いた額が58万円以下の方は、所得割合が5割軽減されます。

▼会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であつた方への軽減

被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方の保険料は、所得割がかからず均等割のみとなります。このことにより、年間の保険料は3900円となります。

◇対象となる方 後期高齢者医療制

度の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であつた方※国民健康保険または国民健康保険組合の加入者であつた方は、該当しません。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納めていただく普通徴収があります。原則として特別徴収となりますが、次のいずれかに該当する方は普通徴収となります。

- ・ 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方、または受給している年金が年額18万円未満の方
- ・ 年度途中で「後期高齢者医療制度に加入した方」、「他市町村から転入された方」
- ・ 保険料の額が変更になつた方

※複数の年金を受給している場合で判定の対象となる年金は、介護保険料が天引きされている年金となります。

▼特別徴収の納期 4・6・8・10

・ 12・2月の偶数月となります。月ごとに支給される年金から保険料が天引きされ「その年の10・12月、翌年の2・4・6・8月」の

保険料が8月上旬に通知されます。

▼普通徴収の納期 7・8・9・10

・ 11・12・1・2月の年8回です。納付書は原則年1回、7月中旬に送付します。

保険料の納付相談について

災害や失業等の事情により、保険料の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

また、特別徴収の対象者でも、申出により口座振替による普通徴収で納付いただくことが可能です。口座振替をする預貯金通帳、金融機関の届出印、保険証をご用意のうえ、役場国保年金課までお申出ください。

▼保険料の滞納を続けていると…

災害等の特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納し続けたり、納付相談にも応じない方には、有効期間の短い保険証が交付されません。

◇問合せ

◎保険料の改定・算定について

茨城県後期高齢者医療広域連合事業管理課 ☎029-1309-112
13

◎保険料の納付について

役場国保年金課 ☎885-0340
0内線116

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

美浦村自立支援センター ホープ開所式



このたび、「美浦村自立支援センターホープ」が完成、6月2日に同施設で開所式が催されました。「ホープ」は、平成2年10月に「地域活動支援センター」として老人福祉センター内に開設。以来障がいのある方々の生産活動や社会適応訓練をしてきましたが、利用者の増加や社会の状況・ニーズの変化に対応し、より一層の効果的な事業展開を図ることを目的に、「自立支援センター」として新たに建設されたものです。

今後、「就労継続支援B型」の事業所として、利用者の自立の生活の援助や心身機能・社会適応の向上の訓練が、より安全で効果的に行われていきます。開所式には現在「ホープ」を利用されている皆さんも参列され、新しい活動の場を目的の当りにして笑顔が溢れていました。これからの活動や訓練、頑張ってください。

文化協会「春の発表会」開催

5月24日・25日の2日間、中央公民館において村文化協会（菅原貞季会長）主催による「第31回美浦村文化協会春の発表会」が盛大に開催されました。

当日、館内には至るところに写真や油絵、書道、絵手紙、お花、盆栽、俚謡、俳句、陶芸等の工芸品が展示され、人々の目を楽しませていました。

また、舞台発表では民謡や詩吟、カラオケ、バレエ、舞踊、フラダンス、社交ダンス、和太鼓等、日頃の活動の成果が披露され、大ホールいっぱい拍手が鳴り響いていました。



▶ステージの部

美浦村文化協会 春の発表会



◀展示の部

吉田賢治氏 「瑞宝双光章」受章



このたび、平成26年春の叙勲において吉田賢治さん（見晴台）が瑞宝双光章を受章されました。

5月14日に東京プリンスホテル（東京都港区）で行われた伝達式にはご夫婦で出席、勲章を受章され、その後皇居を訪問されました。

吉田さんは、郵便局長やかんぼの宿総支配人を勤められる等都内全域の13カ所で勤務され、郵政事業への貢献が評価されての受章に、「先輩、上司そして同僚に恵まれて仕事をすることができました。仕事に専念できたのは、なにより妻の支えがあってこそです。受章は大変うれしく思います。」とその喜びを語ってくださいました。

吉田さんは、美浦村に住まいを移されてからも、その指導力で村や地域に貢献されており、区長会長や心配ごと相談員等を歴任されたほか、現在も青少年相談員や政治倫理審査会委員としてご活躍くださっています。釣りや健康麻雀、水彩画等と多彩な趣味もお持ちの吉田さん。このたびの受章、おめでとうございます。

地区対抗ソフトボール大会

6/1 光と風の丘公園



優勝 下舟子
準優勝 大山
第3位 大須賀津

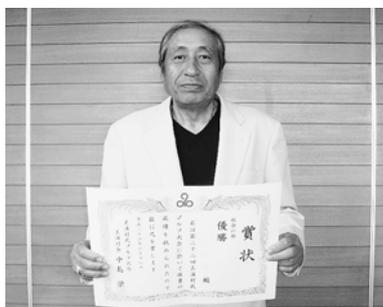
※10地区参加、予選は5チームずつのリーグ戦。
上位1位同士で決勝、2位同士で3位決定戦。

第32回美浦村民ゴルフ大会

6月18日、おかだいらゴルフリンクスにおいて、第32回美浦村民ゴルフ大会が開催されました。

今大会には68名の方が参加され、選手の皆さんは日頃鍛えた自慢の腕を競い合いました。

また、ワンオン募金として1万771円が村社会福祉協議会へ寄託されました。



◀総合の部優勝の高野進さん

【大会結果】

総合の部 優勝 高野進(大谷)
準優勝 武田昇(牛込)
第3位 黒田孝能(信太)
女子の部 優勝 町田優実子(美駒)
準優勝 高橋すみ江(美浦中央病院)
第3位 堀由美子(下舟子)
ベストクロス賞 黒田孝能(信太)

《敬称略》

【村民ゴルフに協賛をいただいた方々】

(株)アサヒビジネス、井上造園(株)、共進測量設計(株)、さくら自動車(株)、おかだいらゴルフリンクス、(有)篠田工務店、(株)こわたり、スガノ農機(株)、誠和工業(株)美浦工場、トーヤク(株)美浦工場、(有)ホースシューイング志賀、細谷建設工業(株)、(株)水戸京成百貨店、松浦建設(株)、美浦ゴルフ練習場、(有)森利スポーツ、和宏体育施設(株)、(株)ユニフォード

《順不同・敬称略》

ふれあいハイキング開催



6月14日、村教育委員会主催のふれあいハイキングが開催され、当日参加された42名の皆さんは、栃木県栃木市の「みかも山公園」とそれに隣接している「とちぎ花センター」を訪れました。

みかも山公園は、万葉集にも詠まれている三轟山の一部を利用した栃木県最大の都市公園です。標高約230メートルの地形にさまざまな山野草が自生しており、花の百名山にも選定されています。とちぎ花センターは、温室内で熱帯地方の草花を見ることができ、広場には約1400㎡の面積を誇る大花壇が設置されています。

当日は天候に恵まれ快晴となり、参加者の皆さんは広葉樹林の木漏れ日を浴びつつ、深緑の豊かな自然を満喫されていました。



第32回地区対抗 混合バレーボール大会

6/10～13 農林漁業者トレーニングセンター

優勝 下舟子
準優勝 宿・浜
第3位 大谷

最優秀選手 中野美樹さん
優秀選手 加藤杏子さん

この季節、体を動かすときは
定期的な水分補給を忘れずに!





おめでとう 美浦所属馬 GI 制覇!

「第75回優駿牝馬 (オークス)」

ヌーヴォレコルト号



斎藤 誠 調教師

※ヌーヴォレコルト号の厩務を担当されている方が出張されていたため、斎藤誠調教師が対応してくださいました。ありがとうございました。

5月25日、東京競馬場(2400m芝コース)で行われた第75回優駿牝馬(オークス)において、美浦トレーニング・センター斎藤誠厩舎所属のヌーヴォレコルト号が優勝しました。

タイミング良くスタートを決めた後、レースの流れの様子見ながら集団の中ほどに位置したヌーヴォレコルト号。順位をキープしたまま最終コーナーに入ると徐々に先行する馬との差を縮めていき、ゴール前の直線で一気にスパート。先頭に立ったヌーヴォレコルト号は追いつがる後続のライバル達の先行を許さず見事に優勝。その実力を証明しました。

斎藤調教師は、ヌーヴォレコルト号について「よく食べてよく眠り、手のかからない優秀で優しい仔です。環境の変化にも動じるところがありません。調教も思い通りできました。普段はレースを見ても声を出して応援したりしない方ですが、ゴール前では思わず声を上げ、勝ったときはガッツポーズをしてみました。騎手の方がこちらの意をすべて表現してくれました。納得のいくレース展開で勝たのがうれしいです。」と語ってくれました。

激戦を制して3歳牝馬の頂点に輝いたヌーヴォレコルト号は、秋のレースに向けて放牧中だそうです。ゆっくり休んで、また元気な姿を見せてください。



警察官採用試験(第2回)を実施します



【受験資格】

- ▶警察官A 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成27年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人
- ▶警察官B 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格(学歴部分)に該当しない人

【受付期間】 郵送・持参の場合: 7月1日(火)~8月19日(火)(郵送は消印有効)、インターネット(電子申請)の場合: 7月1日(火)午前9時~8月19日(火)午後5時(受信有効)

【問合せ先】

稲敷警察署警務課 ☎029-893-0110
採用フリーダイヤル ☎0120-314058



児童館宿泊体験遠足 ~参加者募集~

- ◎実施日 8月10日(日)~8月11日(月)
- ◎行き先 茨城県立中央青年の家(土浦市) ※他予定あり
- ◎募集対象 村内の小学4年生~6年生
- ◎募集定員 30名*定員になり次第締め切り
- ◎参加費 5,000円(宿泊・食事代込み)
- ◎申込受付期間 7月15日(火)~25日(金)
- ◎申込方法 申込書に必須事項を記入のうえ、参加費を添えて申込受付期間内にお申込みください。
- ◎申込書の受領・提出先 申込書は、どちらの児童館でも受領・提出できます。
- ◎問合せ先 大谷時計台児童館 ☎885-0597
木原城山児童館 ☎885-1064

夏の「電気の手順な使い方」

日頃より節電へのご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
今夏については、お客さまにご協力いただいている節電の効果などにより、電気の安定供給を確保できる見通しです。お客さまにおかれましては、引き続き無理のない範囲で節電へのご協力をお願いいたします。

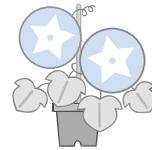


----- ご家庭のお客さまへ -----



エアコン

- 設定温度の調整を適温に
- フィルターの掃除はこまめに
- ブラインドや緑のカーテンなどで日射の進入をカット
- 風向きは上向きに



冷蔵庫

- 設定温度の再確認を
- 扉の開閉は短く、少なく
- できるだけ放熱スペースを

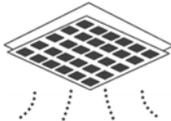
照明



- 電球の取り換え時には省エネ性の高いランプに
- 調光機能を使う

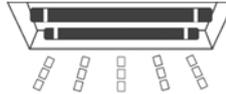
----- ビル・工場などのお客さまへ -----

空調



- 設定温度の調整を

照明



- 使用していないエリアは消灯を
- 照明の取り換え時には省エネ型を

パソコン



- 電源設定の見直しを

電気ご使用量を知って省エネについて考えてみませんか？

でんき家計簿

毎月の電気ご使用量と料金をはじめ、お客さまのライフスタイルに合った料金メニューや省エネなどのアドバイスをインターネットで簡単にご確認いただけるサービスです（登録無料）。

《お申込みはこちらから》東京電力ホームページ「でんき家計簿」 <http://www.tepco.co.jp/kakeibo/>



- ◎ 毎月の電気のご使用量と料金をグラフでチェックできる！
- ◎ ライフスタイルに合ったスマートで快適な電気の使い方がわかる！
- ◎ 料金メニュー選びに役立つ試算ができる！
- ◎ □座振替やカード払いの申込書の取り寄せができる！

◇お問合せ先 東京電力茨城カスタマーセンター ☎0120-995-332
受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時（休祝日を除く）

▼村民の皆さんはぜひ活動に応援！

平成27年度の補助金交付 事業を募集します

村では、様々な分野で活躍する「村民の皆さん」による村づくり活動」を応援するため、「公募制度」により補助金を交付しています。そこで、来年度（平成27年度）の補助金交付を希望する団体を、次のとおり募集します。

※補助金交付の申請は、年度ごとに新たに申請していただきます。継続事業であったり補助金交付をすでに受けている団体であっても、指定期間内に申請がない場合は、補助金交付の希望なしの取扱いとなりますので、申請手続き漏れにご注意ください。

対象となる事業

広く公益を増進する村民自身が提案・実施する事業で、村の施策に合致し、行政に代わってその目的を果たすことが確実に見込まれる事業。

対象となる団体

他の村補助金を受けていない団体で、次の全ての要件を満たす団体。
・政治活動や宗教活動を目的としない非営利団体
・村内在住者が5人以上在籍している団体

・活動拠点の事務所の所在地が村内にある団体

交付できる期間

・一団体1年間。（内容により最長3年間まで継続可能）

補助できる金額

上限を30万円に活動事業費の2分の1（3年目は上限10万円）。ただし、次の経費は補助の対象から除外されます。
①社会通念上、自己負担または会費で賄うべきものおよび公金支出にそぐわない経費
上位団体負担金、交際費、視察研修経費（交通費を除く）、慶弔費、飲食費、懇親会費等

応募方法

募集期間内に「美浦村補助金等公募申請書（役場企画財政課で配布します。村ホームページからダウンロードすることもできます）」を役場企画財政課に直接提出（持参）してください。（事業の内容等によっては他の書類が必要となる場合があります）

補助金交付の決定

村長は、補助金検討委員会で審査した内容を勘案し、採択・不採択を決定します。なお、採択された補助事業については、事業の内容、申請団体名、補助金の額等を広報みほ等で公表します。

◇問合せ 役場企画財政課 ☎ 885-10340 内線208

住宅リフォーム費用の一部を助成します

村では、昨年度に引き続き地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。必ず工事中に申請してください。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◎対象者 補助を受けようとしている住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を村内の施工業者により行った方。（村で実施している他の補助制度を利用された方は除く）

◎補助対象リフォーム工事 村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◎補助金の額 補助対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円、上限額までは千円未満切り捨て）



☐お問合せ 役場都市建設課 ☎ 885-0340 内線222・223

男女がともに輝くために

共に輝くみほの会
(美浦村女性行政推進協議会)

「家庭内の男女共同参画がすべての基盤である」 待井 礼子

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されているところですが、美浦村女性行政推進協議会は平成10年に発足し、今日まで、「男女共同参画の推進」をテーマに活動してきております。

さて、最近の自分を振り返りますと、あちこちに身体の変化を感じ、人生の後半戦に入った事を自覚する様になりました。その様な年頃に身近な男女共同参画を考えて思うのは、「一番大切なのは家庭の中の男女共同参画がすべての基盤である」という事です。



それは、男女という立場に関係なく得意な分野を協力し合う事。男としての役割、女としての役割として当たり前なことを担っていくという男女のスタンスに立った考えではなく、家族の中の一人であるという観点から協力することです。



例えばサッカーのチーム内で一人ひとりのポジションは決まっているけれど、ボールが相手に渡った時はいつでもすぐに守りに入るといように、臨機応変なチームプレイを意識する事が大切だという事です。そのチームプレイを意識する考え方は、家庭だけでなく学校や職場・地域でも活かす事ができ、自然に子ども達の生活に根付いていくものと感じています。

私自身がその考えに至るまでには、たくさん問題にぶつかりました。家族に対しても協力をすることも求めることも難しく、一言で言うほど簡単なことではありませんでした。すべては話し合うことでやっとなり越えて来た様に思います。

内閣府が掲げる男女共同参画社会を実現するための5本の柱は次のとおりです。
※内閣府男女共同参画局ホームページ参照

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度または慣行についての配慮
- ・政策等の立案および決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

そして、男女共同参画社会のイメージ図にある「家庭内の男女共同参画がすべての基盤である」ということを指しているのではないのでしょうか。



身近な男女共同参画がきちんと根付いていかないと、男女共同参画社会を実現することは難しいのではないかと考えます。

まずは家庭から、学校、職場、地域へと男女共同参画の推進を考えていきませんか。



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「心・太」一字以上詠み込み有季無季随意

生きた証の苦楽の道は心合わせた六十年
 花見団子も終われば茶屋に夏を突き出す心太
 平和憲法日本の誇り守れ九条心意気
 楽し思いでつるつるする暑さ突出す心太
 異常気象か五月の暑さ涼を食べよか心太
 いつも無事故で元気でいてね思い果てない母心
 曲がること無い細かな背縫い亡母の気性の太木綿
 太いケヤキとかわいい孫は家の宝だ伸び盛り
 心育てた論語も忘れ哀れ中国何処へ行く
 「こびと」するだよ茶の間に今朝も心励ますはなの声
 心癒され豊かな自然めぐる温泉俚謡仲間
 幼な心に芽生えた恋はいじめたい程可愛い子
 心豊かに楽しく暮らし夫婦元気で日々感謝
 朝が来るたび太陽拝み皆の健康祈る母
 届け天まで心を込めて願う平和は皆同じ
 心晴れば笑顔になる日きつと来ること信じてる
 心うるおすケーナの音色広い草原目に浮かぶ

六月の俳句 (題 当季雑詠) (五十首順)

街の灯を遠く蛙の声と住む
 老農の畑にひしめく葱坊主
 山すそに静かに咲きし鳴子百合
 クレマチス四つ脚門をしかと抱き
 蒔く人の好み芽吹きて花の種
 入院の孫に届けしすいかかな
 初夏の湖を切り裂く水上バイク音
 主尻目啄み尽くすさくらんぼ
 白百合の蟻一匹が気になれり
 ひと泊の旅の枕の明け易し
 祥月は走り茶と決め手向けけり
 森の奥山藤ひそと咲き誇る

小蘭江久美
 飯塚筑風
 増尾青蓮
 下村松陽
 高橋一步
 上野八千代
 山崎笑子
 沼寄朋香
 田島草美
 本橋清湖
 渡辺希代
 塚本夏雲
 伊藤葉子
 磯西涼香
 木村幸子
 長谷川悦子
 門脇悠美

青野安佐子
 石毛恵美子
 伊藤八千帆
 岡野洋子
 木澤はしめ
 高柳幸子
 田島早苗
 中島輝子
 松葉よしひ
 松本秀子
 宮崎きみ枝
 矢原はつひ

暮らしサポート



突然の警告表示は セキュリティソフトの 広告がもしれませんか

検索サイトを見ていたときに、画面の右側にピカピカと光る警告のようなものが表示された。そこには、「パソコンにエラーがあるので、無料ソフトをダウンロードするよ」と記されていたのでダウンロードすると、次に「修復には有料で登録する必要があります」という画面が出た。すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が表示される。
(当事者：60歳代男性)

【ひとこと助言】
パソコン操作中に現れる警告

警告表示は、消費者の不安をおりソフト購入手続きに誘導する「広告」の可能性がります。信頼できる表示かどうかかわからない場合には、クリックしないようにしましょう。広告が表示される原因の一つとしてパソコンのOS（基本ソフト）やアプリケーションが最新の状態でない場合が考えられます。常に最新の状態に保つようしましょう。（国民生活センター見守り新情報より抜粋）

ワゴン車の中で検眼、メガネを次々販売

一人暮らしで認知症気味の父の家に、新しいメガネケースがあった。どうしたのかと聞くと、「検眼をしてあげる」と白衣を着た男性が来たので、近くに止めてあったワゴン車の中で検眼してもらったという。先月、今月と新しいメガネを2回買い、代金は金融機関でお金を下ろして支払ったとのこと。家の中を探すと10万円の領収証が2枚見

つかったが、会社名も連絡先も書かれていない。
(当事者：90歳代男性)

【ひとこと助言】

「検眼しませんか」と来訪し、車内で検査した後「今のメガネは合っていない」等と言って、高額なメガネやレンズ交換を勧める手口です。訪問販売で契約した場合、制度としてはクーリング・オフや申し込みの撤回等が可能ですが、連絡先が分からないと実質的に被害の回復が困難です。その場で契約することは避けましょう。

(国民生活センター見守り新情報より抜粋)

大学生がターゲット 借金させられて高額な投資用DVDを購入

高校の先輩から「儲かる投資システムがある」と言われ、喫茶店で投資システム会社の人も合流して、稼いでいる話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。それを使えばすぐに元が取れる」と勧誘さ

れたが、お金がないと断ったところ、「会社員と言って、車の頭金としてお金を借りるように」と言われて、消費者金融3社から20万円ずつ借りて支払った。その後、新規に人を紹介すると10万円もらえると説明があったが、自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約して返金してほしい。
(当事者：大学生男性)

【ひとこと助言】

友人や先輩等親しい人から「儲かる投資話がある」等と勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。高額な借金をして契約しても実際には利益をあげることができず、返済に行き詰まって多重債務に陥る危険性があります。無理な借金は決してしてはいけません。

友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまったり金銭トラブルになったりするおそれもあります。
(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

食の安全サポーター研修

美味しいスイーツやピザと一緒に作りましょう。

◇日時 7月31日(木)午前9時30分～午後1時

◇場所 中央公民館調理室

◇参加費 500円

◇募集人数 15名

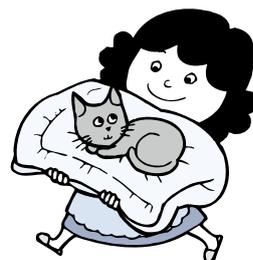
◇持ち物 エプロン、三角巾

◇申込期限・申込先 7月24日(木)までに村消費生活センターへお申込みください。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番（悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

猫は室内で 飼いましょう！



お問合せ 生活環境課

茨城県動物愛護管理条例の改正により、平成26年4月1日から猫の病気や事故の防止・ふん尿の放置の防止等のため、猫の屋内飼育に努めなければならないとされました。ご近所に迷惑をかけないため、そして何より猫の健康と安全のため、猫は室内で飼いましょう。

◎ 飼い主ができること

① 習性等を正しく理解して飼いましょう！

正しいしつけをして、臭いや鳴き声等でご近所の迷惑にならないようにしましょう。また、運動できるものを用意したり、くつろげる場所を作ってあげましょう。

② 専用のトイレを用意しましょう！

トイレは清潔に保ち、決まった場所でさせましょう。

③ 健康管理を心掛けましょう！

伝染病（猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症）は、ワクチンや飲み薬で予防できます。また、食欲がなかったり元気がないときは動物病院に相談する等して、病気に注意しましょう。

④ マイクロチップ等で飼い主がわかるようにしましょう！

迷子になったときや緊急災害時のため、マイクロチップをつけましょう。マイクロチップは動物病院でつけることができます。

⑤ 避妊・去勢手術を受けましょう！

飼い主は生まれてくる子猫の将来に責任を持たなければなりません。無計画な繁殖をして不幸な命を作らないために、「生まれぬ手術」「うまさぬ手術」を受けましょう。

※否認去勢手術・マイクロチップ登録については、茨城県獣医師会で助成が行われています。詳しくは獣医師会またはお近くの動物病院に直接お問い合わせください。

◎ お問合せ先

公益財団法人茨城県獣医師会 ☎029-241-6242（ホームページ<http://www.ibajyuu.com>）



ハチの巣の駆除処理について

ハチに刺されると、ケガだけでなく重大な事故につながることもあります。特に、スズメバチに刺されると生死に係わる危険性もありますので、慎重な対応と注意が必要です。

- ・ 通学道路や公園等、公共の施設や場所で発見されたハチの巣の駆除は、村で対応しています。
- ・ 個人の建物や敷地内で発見されたハチの巣は、各自で対応していただくことになります。

※自宅の樹木や軒下等で巣を見つけたら、専門の業者に頼む方が安全です。村内では下記の業者がハチの巣の駆除処理を行っていますので、お問合せください。

【村内のハチの巣駆除処理業者】 伸和エステート(株)(信太) ☎885-8394

◇問合せ 役場生活環境課 ☎885-0340

70歳以上の方がお持ちの 高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入している70歳以上の方がお持ちの高齢受給者証の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。役場国保年金課では、対象者に対し、新しい高齢受給者証(青色)を7月下旬に郵送します。

高齢受給者証は、被保険者証とともに医療機関の窓口に表示すると、自己負担割合が2割*(現役並み所得者に該当する方については3割)で医療を受けることができます。

※国の特例措置により、昭和19年4月1日までに生まれた方については自己負担割合が1割となります。

◎同一世帯内の対象者全員の所得に基づく「自己負担割合」の判定

①住民税課税所得(課税標準額)による判定

- ・同一世帯内に、「70歳以上の国民健康保険加入者」で住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方が1人以上いる場合は、その世帯内の対象者全員が「現役並み所得者(3割負担)」となります。
- ・上記のケースに該当しない場合は「一般」となり、昭和19年4月1日までに生まれた方は1割負担、昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割負担となります。

②収入による判定 ①で「現役並み所得者」と判定された場合でも、次のいずれかの要件に該当する場合は、役場国保年金課に申請をすることにより、一般と判定されます。

- ・同一世帯内の「70歳以上の国民健康保険加入者」が1人で、その方の収入が383万円未満。
- ・同一世帯内の「70歳以上の国民健康保険加入者」が2人以上で、その方たちの収入の合計が520万円未満。
- ・同一世帯内の「70歳以上の国民健康保険加入者」が1人で、かつ「特定同一世帯所属者」が1人以上おり、その方たちの収入の合計が520万円未満。

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に加入したことにより国民健康保険を脱退した方で、それ以後、世帯主が変わることなく継続して同じ世帯にいる方のことです。なお、世帯主の場合は引き続き世帯主である方となります。

◎窓口での支払い限度額(月額)と入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

医療費の自己負担には、「現役並み所得者」と「一般」それぞれに同月内の支出総額に限度額が設定されており、限度額以上の個人負担はありません。また、入院時の食事代にも同様に標準負担額が設定されており、一定の額以上の個人負担はありません。

また、以下の要件に該当する場合は、役場国保年金課に申請をすることにより低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰと判定され、限度額と食事代の負担額が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※国民健康保険税に滞納が無い方が対象で、現在該当されている方も新たに申請が必要となります。

▶**低所得者Ⅱ** 同一世帯の「世帯主」および「国民健康保険加入者全員」が住民税非課税で、低所得者Ⅰに該当しない方。

▶**低所得者Ⅰ** 同一世帯の「世帯主」および「国民健康保険加入者全員」が住民税非課税で、それぞれの方の収入から必要経費・控除(年金収入は控除額を80万円として計算)を差し引いた時に0円以下になる方。

《自己負担限度額と食事代》

所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時食事代の標準負担額(1食あたり)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	下記以外	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%*(44,400円)	260円	
一般	12,000円	44,400円		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	過去12カ月で入院日数が通算90日を超えた場合	210円
				160円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円	

※1%とは、医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%のことです。

※()内は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険料の納入通知書・ 決定通知書を送付します

このたび、65歳以上の方の介護保険料が決定しました。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、保険料の納入にご協力をお願いします。

◎平成26年度の介護保険料

【保険料の基準額】月額4,000円（平成24～26年度）

所得段階	対象となる方	保険料（年額）
第1段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	4,000円×12カ月×0.50=24,000円
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,000円×12カ月×0.50=24,000円
第3段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、第1段階および第2段階に該当しない方	4,000円×12カ月×0.75=36,000円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,000円×12カ月×0.85=40,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で第4段階に該当しない方	4,000円×12カ月×1.00=48,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	4,000円×12カ月×1.25=60,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	4,000円×12カ月×1.50=72,000円

◎介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金（基礎年金以外に障害年金・遺族年金も含まれます）の額によって2種類に分けられます。

■特別徴収（年金受給額が年額18万円以上の方）…「年金からの天引き」によって納めます。

介護保険料の年額を、年6回（4・6・8・10・12・2月）に分けて年金から天引きします。介護保険料は6月の住民税確定にあわせてその年度の保険料を確定するため、4・6・8月は暫定的な額（前年度2月に徴収した額）での徴収（仮徴収）となります。また、保険料確定後の10・12・2月の額が4・6・8月の額から大きく変動する場合は、8月の納付額を増減させ、年間を通じて保険料をできるだけ均等にする措置（平準化）をいたします。

*年金受給額が年額18万円以上でも一時的に納付書で納める場合があります。

*今年度の介護保険料が確定した後、8月に決定通知書を送付します。所得段階をご確認ください。また、来年度の仮徴収額（平成27年4・6・8月分）もあわせて記載されています。

■普通徴収（年金受給額が年額18万円未満の方）…「納入通知書」または「口座振替」で納めます。

介護保険料の年額を納期限にあわせて「納入通知書」または「口座振替」で納めます。村より7月上旬に年間分（全8期分）の納入通知書を送付しますので、取扱金融機関にて納めてください。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

介護保険料の年額が確定した後でも、本人および世帯員の昨年度の所得や課税状況に変更が生じたり、本人が転出または亡くなられた場合は、介護保険料の年額が変更になる場合があります。



熱中症を 予防しましょう！

7月は
「熱中症予防強化月間」
です

◎身近な熱中症

日本の夏は高温多湿で、昔から暑さや熱による健康障害が多くみられました。今日では、特殊な環境のみでなくスポーツ活動の場での障害が見られたり、うっかり自動車に子供を寝かせ、あるいは高齢者が家の中で熱中症になったというように、私達の身近で熱中症が発生しています。

熱中症は、気温等の環境条件だけでなく、人間の体調や暑さに対する慣れ等が影響して起こります。気温がそれほど

ど高くない日でも注意が必要な時もあります。予防・対処法を知って、熱中症に備えましょう。

◎熱中症に注意が必要な日

- ・ 気温や湿度が高い日
- ・ 風が弱い日
- ・ 急に暑くなった日
- ・ 活動を開始する日

人間の体は、暑い環境での運動や作業を始めてから3〜4日経たないと、体温調節が上手になつてきません。急に暑くなった日や、活動の初日は特に注意しましょう。

◎特に注意が必要な人

《高齢者》

・ 熱中症患者の約半数は65歳以上の方です。

- ・ 若年者よりも体内の水分量が少ないうえ、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とするので、体内の水分が不足しがちです。
- ・ 加齢により暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなる等、暑さに対する感覚機能が低下しています。
- ・ 若年者より体に熱がたまりやすく、暑い時には循環器系への負担が大きくなるため、暑さに対する体の調節機能が低下します。

《幼児》

- ・ 幼児は体温調節機能が十分発達していません。
- ・ 日中は地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に熱い環境にいます。

《その他》

- ・ 肥満の方、持病のある方、体調の悪い方等のほか、体が暑さに慣れていない方は、特に注意が必要です。

◎熱中症を疑う症状

- ◇ 軽度 めまい・立ちくらみ
- ・ 筋肉痛（こむら返り）・汗が止まらない・手足がしびれる・気分が悪い・ボーとする
- ◇ 中度 がんがんする頭痛・吐き気・吐く・体がだるい（倦怠感）・虚脱感・意識が何となくおかしい
- ◇ 重度 意識がない・けいれん・高体温・呼びかけに対し返事がおかしい・まっすぐに歩けない

◎熱中症の症状が出たときの 処置

- ①意識があるとき
- ・ 涼しい場所へ避難させる
- ・ 衣服を脱がせ、体を冷やす
- ・ 水分や塩分を補給する

- ②意識がない、反応がおかしいとき
- ・ 救急隊を要請する。
- ③水分を自力で摂取できないとき、水分や塩分を補給しても症状が改善しないとき
- ・ 医療機関で治療を受ける

◎熱中症の予防法ができてくるかチェックしましょう

- こまめに水分補給をしている
- エアコンや扇風機を上手に使用している
- シャワーやタオル等で体を冷やす
- 部屋の温度を測っている
- 暑い時は無理をしない
- 涼しい服装をしている

- 外出時には日傘・帽子を使用している
- 部屋の風通しを良くしている
- 緊急時や困った時の連絡先を確認している
- 涼しい場所・施設を利用する

【熱中症に関する情報】

- ▼環境省熱中症予防情報サイト
- ・ パソコン用 (<http://wbgt.e.nv.go.jp/>)
- ・ 携帯電話用 (<http://wbgt.e.nv.go.jp/kt/>)

◇ 問合せ 健康増進課（保健センター） ☎ 85-11889

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎ 869-4820

7月	8月
13日 (日)	3日 (日)
阿見第一クリニック 宮本病院	まつばらワイメンズクリニック 佐倉クリニック
阿見 見敷 ☎ 887-3511 阿稲 敷 ☎ 0299-79-2114	阿見 見敷 ☎ 830-5151 阿稲 敷 ☎ 892-7011
20日 (日)	10日 (日)
美浦中央病院 いなしきクリニック	あべ整形外科 江戸崎ひかりクリニック
美浦 敷 ☎ 885-3551 阿稲 敷 ☎ 892-3372	阿見 見敷 ☎ 875-5303 阿稲 敷 ☎ 834-5777
21日 (月)	
しんクリニック 鈴木クリニック	
阿見 見敷 ☎ 875-5686 阿稲 敷 ☎ 892-3640	
27日 (日)	
なるしま内科医院 古橋医院	
阿見 見敷 ☎ 869-4820 阿稲 敷 ☎ 0299-78-3770	

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



乳幼児の虫刺され 対処&予防法



乳幼児は虫刺されに対して免疫が少ない為、大人より症状が強く出ます。また、1~2日後に腫れが酷くなる場合もあるので、経過を観察しましょう。

対処法 刺されてしまった!

刺されたらすぐに患部を水洗いし冷やしてから、かゆみ止めを塗ります。また、患部を掻き壊さないよう、常に乳幼児の爪を短く切っておきます。水泡ができるほど腫れたり、患部がいつまでも赤く固い場合は病院で受診しましょう。

予防法 朝や夕方が刺されやすい

蚊のいそうな場所に外出する際は、ゆとりのある薄手の長袖・長ズボンを着せます(びったりしていると服の上から刺されることも)。虫除けは、スプレータイプのものだと乳幼児が吸い込む恐れがあるので、塗るタイプのもの等を活用するとよいでしょう。

8月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン (通常：午前10時~正午、PM:午後1~3時)

◇対象 2カ月~1歳未満、妊婦さん
◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時~正午)

◇対象 1歳児 (H24.4.2~H25.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
					1 ほっ	2
3	4 よち ほっ	5 エン ほっ	6 ぴよ ほっ	7 ほっ	8 ほっ	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 よち ほっ	19 エン ほっ	20 (☎) ぴよ ほっ	21 ほっ	22 ほっ	23
24/31	25 よち ほっ	26 エン ほっ	27 (PM) ぴよ ほっ	28 ほっ	29 ほっ	30

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時~正午)

◇対象 0歳~就園前 ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時~午後4時)

◇対象 0歳~就園前 ◇場所 子育て支援センター

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児~学童 ◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

美浦村役場 ☎885-0340
中央公民館 ☎885-4451
中央公民館図書室 ☎885-8442
文化財センター ☎886-0291
光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
保健センター ☎885-1889
美浦水処理センター ☎885-0720
(上下水道課) ☎885-8899
大谷時計台児童館 ☎885-0597
木原城山児童館 ☎885-1064
大谷保育所 ☎885-1549
木原保育所 ☎885-4488
社会福祉協議会 ☎885-0038
老人福祉センター ☎885-7080
デイサービスセンター ☎885-8885
シルバー人材センター ☎886-0007
美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
Eメール info@vill.miho.lg.jp

平成27年度 美浦村職員募集

平成27年度採用の村職員を募集します。採用試験等については、次のとおりです。

◎募集職種・採用予定人数

【一般事務職】 若干名

【保育士・幼稚園教諭】 若干名

◇受験資格

健康状態が正常で次の要件を満たす者(村外居住者も受験可)

【一般事務職】

①年齢要件 昭和49年4月2日以降に生まれた者

②高等学校卒業程度以上の学力を有する者(学歴不問)

【保育士・幼稚園教諭】

①年齢要件 昭和49年4月2

日以降に生まれた者

②保育士資格および幼稚園教諭資格の両方を有する者または平成27年3月31日までに取得見込みの者

◇欠格事項 次のいずれかに該当する者は受験できません。

①日本の国籍を有しない者

②成年被後見人及び被保佐人

③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

④本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日

から2年を経過しない者

⑤日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

◇試験の方法

・第1次試験 茨城県町村職員採用統一試験(教養試験、論文・作文)

・大学卒程度と、短大・高卒程度に区分

・第2次試験 第1次試験合格者を対象に口述試験(個別面接)・身体検査

※第1次試験の合格者の発表は10月中旬頃に、最終合格者の発表は11月下旬頃に本人に通知します。

◇第1次試験期日及び会場

・期日 9月21日(日)

・会場 茨城大学(水戸市文京2丁目1-1)

◇受験手続

・申込書、履歴書を役場総務課に提出(申込書、履歴書は役場総務課で交付)

*郵送で請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(33×24cm・あて先明記・120円切手を貼付)と、住所・氏名・電話番号・最終学歴(卒業見込みを含む)・応募職種を明記した書類を同封のこと。

◇受付期間 7月31日(木)までの午前9時～午後5時

*土・日・祝日を除きます。

◇給与 職員の給与に関する条例規則に基づき支給されます。学校卒業直後の基本給は次のとおりです。(平成26年4月現在・月額)

・大学卒業 17万2200円

・短大卒業 15万5700円

・高校卒業 14万4500円

※学校卒業後、一定の経験年数がある者は一定額が加算されます。

◇問合せ 役場総務課人事担当

AED講習会のご案内

◇対象者 村内在任・在勤・在学の方で中学生以上の方

◇講習会名 普通救命講習1

◇会場 江戸崎消防署美浦出張所

◇開催日 7月19日、8月16日、9月20日、10月18日、11月15日、12月20日

*曜日はすべて土曜日です。

◇講習内容 AEDの使用法、心肺蘇生法、止血法等

*各開催日とも講習内容は同じです。

◇申込期限・方法 受講を希望する開催日の1週間前までに、住所・氏名・生年月日・希望日・連絡先(電話番号等)を役場総務課までお知らせください。

◇定員 先着10名

*希望者が3名未満の場合は原則として他の開催日に振替えさせていただきます。

◇問合せ・申込先 役場総務課AED講習会担当

木造住宅の耐震診断を支援します！

村では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を希望される所有者等に、専門の知識を持つ「耐震診断士」を派遣します。

- ◇**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、木造住宅耐震診断士派遣申請書（役場都市建設課窓口または村ホームページにありま）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。
- ◇**費用** 一戸あたり3780円（個人負担分）
- ◇**申込期限** 9月30日（火）
- ※診断は11月頃に実施の予定
- ◇**問合せ** 役場都市建設課

ご存知ですか？ 高次脳機能障害

頭を強くぶつけたり、脳卒中中等の病気で倒れた後に「新しいことが覚えられない」「人が変わった」「今までと違う」等を感じたら、高次脳機能障害かもしれません。高次脳機能障害は外見からは分かりづ

らく、周りから見過ごされたり、本人も気づかないことがあります。

県立リハビリテーションセンターでは、専任の支援コーディネーターによる相談、自立訓練、就労移行支援等、身体障害者や高次脳機能障害者対象の訓練を実施しています。お気軽にご相談ください。

- ◇**問合せ** 県立リハビリテーションセンター（高次脳機能障害者支援相談専用） ☎0296-7812605

熱中症に負けないで！ （消防本部）

稲敷広域消防本部では、平成25年中に、熱中症の傷病者を過去最高の162人搬送しました。このうち、57人が中等症以上と診断されています。特に高齢者や子どもは体温調節が十分ではないので注意が必要です。熱中症のピークは7月〜8月ですが、それ以降も残暑により発症の恐れが高いので、熱中症予防のポイントを守って元気に夏を過ごしましょう！

- ・日傘や帽子を使用する

【熱中症の予防法】

- ・日陰を利用する
- ・水分をこまめにとる
- ・涼しい服装をする
- ・こまめに休憩をとる
- ◇**問合せ** 稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297-6413846

村道草刈および小枝払い作業のボランティア募集

毎日の生活に欠くことのできない道路の大切さを知っていただくとともに、通学・歩行者自動車交通等の安全を確保するため、次の日程で一緒に道路清掃活動をしていただけるボランティアを募集します。村と村民が協働して身近な生活環境を改善し、「人と自然が輝く」美浦村のまちづくりに参加してみませんか。多くの参加をお待ちしています。

- ◇**日時** 8月2日（土）午前7時15分集合（作業時間：午前7時30分〜11時30分）
- *雨天の場合は中止といたします。

ます。

◇**集合場所** 美浦村役場正面玄関前

◇**募集対象** 村内に居住している18歳以上の方

◇**作業内容** 村道の草刈・小枝払い・集草作業

・刈払機・のこぎり・熊手等を所有されている方は持参してください。

・刈払機等をお持ちでない方は、貸し出しも行います。

・除草作業の場所については、当日お知らせします。

・燃料は役場都市建設課で用意します。

村教育委員会定例会を傍聴しませんか

- ◇**申込・問合せ** 役場都市建設課
- 公開会議なので、どなたでも傍聴することができます。
- ◇**日時** 7月17日（木）午後7時から（受付時間：午後6時30分〜6時50分）
- ◇**会場** 中央公民館2階会議室
- ◇**その他** 個人情報が含まれるもの等、議事によっては一部非公開となります。
- ◇**問合せ** 村教育委員会学校教育課

1等・前後賞合わせて 6億円

サマージャンボ

7月4日（金）同時発売 各1枚300円

●発売期間 平成26年7月4日（金）～25日（金）まで
●抽せん日 平成26年8月5日（火）

●1等…6,000万円×90本（先着総額270億円・9ユニットの場合）

1等4億円、前後賞各1億円

くわちゃん

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033 [みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

平成26年度健康農園入園者募集

【木原健康農園】

・区画数 87区画（一区画20㎡、水道・駐車場付）

【信太（南原）健康農園】

・区画数 155区画（一区画20㎡、水道・駐車場付）

◇募集区画 木原健康農園：

1区画、信太（南原）健康農園：39区画

◇入園期間 申込受付日～平成27年3月31日まで

◇入園料 一区画2000円

◇申込方法 役場経済課で申込書を記入の上、入園料を添えてお申し込みください。

◇受付・問合せ 役場経済課

道路上に張り出している樹木等伐採のお願い

樹木等が繁茂する季節となり、道路敷地内への枝の張り出しや倒木により、通行に支障をきたしているとの苦情が多数寄せられています。

張り出した枝等により事故が生じた場合には、土地所有者の責任が問われることとなります。土地を所有されています。

る皆さまには、個人の管理・責任において、事故に繋がる危険な樹木の伐採をされるようお願いいたします。

◇問合せ 役場都市建設課

稲敷広域消防吏員募集

◇職種 消防吏員（地方公務員）

◇試験日 9月21日（日）

◇試験会場 龍ヶ崎消防署会議室（予定）

◇受付期間 7月28日（月）～8月28日（木）

◇採用予定人数 若干名

◇採用日 平成27年4月1日

◇受付場所・問合せ 稲敷広域消防本部総務課 ☎029-7164-13743（ホームページ）<http://www.inashi-ki-kouiki.jp/>

オストミー講習会

◇日時 8月3日（日）午前10時～午後2時30分

◇内容 人工肛門・人工ぼうこうの方の勉強会

* 器具の展示・相談あります。

◇会場 牛久市中央生涯学習センター（牛久市柏田町1-606-1）

（ホームページ）<http://www.courts.go.jp/>

*「かつば号」運動公園行き
*駐車場あります。
◇参加費 1000円（資料、お弁当代他）

◇申込締切 7月28日（月）

◇申込・問合せ 公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部（山之内） ☎0297-162-17463

平成26年度裁判所職員一般職試験（高卒者）

◇受験資格 平成26年4月1日において高等学校卒業後2年以内の方および平成27年3月までに高等学校を卒業する見込みの方（平成26年4月1日において中学卒業後2年以上5年未満の方も受験可）

◇受付期間 7月15日（火）～24日（木）まで

* 当日消印有効。

◇申込方法 申込書を必ず簡易書留郵便で提出すること。

◇第1次試験 9月14日（日）

◇第2次試験 10月中～下旬

◇問合せ・申込先 水戸地方裁判所事務局総務課人事第一係 ☎029-1224-18421（ホームページ）<http://www.courts.go.jp/>

司法書士による無料法律相談

茨城県司法書士会では、「司法書士の日」を記念した無料相談会を実施します。

◇日時 8月4日（月）午前9時～午後5時

◇相談会場 茨城県内の各司法書士事務所

◇相談内容 相続、贈与、会社等の相談、および関連する不動産・法人登記の相談

◇相談料 無料

◇申込先 事前に各司法書士事務所にお申し込みください。

◇問合せ 茨城県司法書士会 ☎029-1225-1011

村内小・中学校、美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校：クリアパルス A2700
役場：日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線 γ線

（単位：μSv/h）

木原小学校 測定日 6月16日	校庭（地上高50cm）	0.091
	校舎内	0.079
安中小学校 測定日 6月16日	校庭（地上高50cm）	0.114
	校舎内	0.069
大谷小学校 測定日 6月16日	校庭（地上高50cm）	0.098
	校舎内	0.064
美浦中学校 測定日 6月16日	校庭（地上高1m）	0.105
	校舎内	0.075
美浦村役場 測定日 6月16日	駐車場（地上高1m）	0.10
	庁舎内	0.08

村の交通事故発生状況（5月1日～31日）

	年累計
発生件数	3（16）
負傷者数	3（17）
死者数	0（1）

5月31日現在死者ゼロ継続90日

水原祇園祭



7月19日（土）
20日（日）

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりま

◎住民課窓口時間延長サービス

毎月第2・第4水曜日に実施しています。(祝日・年末年始を除く)

◇7月・8月の実施日時

7月9日・23日、8月13日
・27日午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書(住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書)の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり(審査・受理決定は後日)

*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の日交付(電話予約)

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土日・祝日の役場閉庁時に受け取ることができます。

*ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◇問合せ 役場住民課

行政書士無料相談会

事前予約は不要です。

◇期日 7月19日(土)午後1時～4時

◇会場 江戸崎公民館(稲敷市)

◇内容 相続・遺言、営業許可・法人設立、農地法、国・公有地の払下げ、国籍・帰化等

◇問合せ 茨城県行政書士会
県南支部 ☎0297-16411850

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇期日 7月16日(水)午前10時～午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎885-2915

扇風機で快適ライフ

扇風機とエアコンを併用して、快適に過ごしましょう。

扇風機はエアコンの普及とともに、その役割を大きく変えようとしています。エアコンの冷気を扇風機で部屋中に循環させることで、体感温度

(肌で感じる温度)を下げ、いっそう涼しく感じられます。季節の変わり目等には点検をお願いたします。

◇問合せ 一般社団法人日本

電気工業会扇風機専門委員
☎03-3556-5887

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○絵手紙同好会彩様 古切手

○JRA美浦トレーニング・センター様 古切手

○美保会様 古切手・使用済

プリペイドカード

○匿名希望2件 古切手・使用済プリペイドカード

〔善意銀行へ〕

○協同組合聖苑香澄売店様

3万円

○美浦歌謡連盟様

3万7850円

ありがとうございます。

弁護士による法律相談

日時 8月27日(水)
午後1:30～4:00

*8月1日(金)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 8月4日(月)・18日(月)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎☎885-7788

来所相談 光と風の丘公園クラブハウス

事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 7月14日(月)
午前10:00～12:00
場所 役場2階小会議室

国の仕事のこと等で困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 6月16日(月)
午後1:00～3:00
場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

7月の納税

*納期限は7月31日(木)です。

固定資産税(2期)

介護保険料(1期)

後期高齢者医療保険料(1期)

平和を願う朗読会

開催日時：8月9日(土)午前10時～正午 朗読：加奈氏

私たちは今、当たり前のように平和の中で暮らしていますが、世界に目を向けると今でも戦争・紛争・騒乱等の中で必死に生きる人々がたくさんいます。この夏、平和というものの尊さを、朗読会を通して噛みしめてみませんか。

【開催場所】美浦村中央公民館2階視聴覚室

【題材】峠三吉作「原爆詩集」から
特攻隊遺書・遺稿から 他

【参加料】無料

【定員】40名 ※事前申込みは不要です。



主催：美浦の女性活動を未来に繋ぐ会「結」

《問合せ》代表山岡 ☎885-0627

協賛：非核平和美浦村宣言推進協議会



非核平和のイベントを実施します

核兵器のない平和な世界は、私たちすべての願いです。村では、昭和63年に「非核平和美浦村宣言」を行いました。以来、非核平和美浦村宣言推進協議会を設置し、継続して非核平和パネル展や小学生の親子を広島市の平和記念式典に派遣する等の活動を行っており、今年も実施します。

この機会にもう一度、平和の尊さについて考えてみましょう。

◇非核平和パネル展

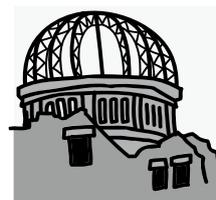
【展示期間】8月1日(金)～15日(金)

【展示場所】美浦トレーニング・センター厚生会館、中央公民館

◇広島市平和記念式典参列への派遣

【派遣日程】8月5日(火)～7日(木)※小学生親子3組等を派遣、千羽鶴奉呈

◎問合せ 役場総務課 ☎885-0340内線205



◇◆◆◆◆ 非核平和美浦村宣言推進協議会 ◇◆◆◆◆